

自営業者・フリーランスのための 【国民健康保険料劇的削減マニュアル】

《合法的に年間最大 104.9 万円の保険料を節約する方法》

巻末特典：『国保削減額事前診断シート』付き

今の国民健康保険料を大幅に削減しながら
国民年金保険料も安くなって、それでいて保険給付も年金額も
変わらず、そのうえ所得税まで安くできたらどうしますか？



バカ高い国民健康保険料、何とかならないか？ 《横浜市在住、自営業者 A さんからの相談》

中小企業庁によると我が国の小規模事業者の約 95%が自営業者とされ、その数は 2,064,921 事業者になります。そして今、その大多数の自営業者は「国民健康保険料」の重い負担で悩んでいます…



《横浜市在住、自営業者 A さんからの相談》

38 歳の自営業で国民健康保険に加入しています。家族 3 人で申告所得 350 万円程度。国民健康保険料が年間 660,000 円で衝撃を受けています。ご覧のとおり、私と嫁の国民年金保険料も併せると年間 100 万円を超える支払いで、冗談抜きで、このままでは国民健康保険に殺されてしまいます。

前年度の総所得：440 万円 控除後金額：350 万円

【確定申告】 所得税：26 万円 市民税・県民税：35 万円 事業税：7.5 万円

国民健康保険料：66 万円（3 人家族） 国民年金：37.4 万円（18.7 万円×2 人分）

納付合計金額：171.9 万円

もうすぐ 2 人目が生まれますが、さらに高くなるかと思うと恐ろしいです。以前は都心に近い賃貸マンションに住んでいたのですが、家賃が高かったので最近になって郊外の賃貸マンションに引っ越しました。

けれど、市町村（自治体）によって保険料が違うようで引っ越してから国民健康保険料がアップしたので、家賃の差額分なんて吹っ飛んでしまいました。今となっては何のために引っ越したのかと後悔しています。未納者や高齢者の医療費増加がその原因なのでしょうが、背に腹は代えられません。

バカ高い国民健康保険料、何とかならないものなのでしょうか？

調べてみると、減免や減額制度なんていうのがありますが、どれもこれも普通に商売していたら使えない制度ばかりです。やはり対策としては申告所得を意図的に下げるくらいしかないのでしょうか。

これは私どもにご相談いただいた、ある自営業者様からの悲鳴です。このように今、多くの自営業者が国民健康保険料の負担で悩んでいます。

はじめまして。

あくつ FP 事務所の阿久津和宏と申します。

私どもは自営業者の「社会保険」と「税」の削減を通じて、手元に残るキャッシュを最大化するお手伝いをさせていただいております。そして、今度はあなたのお手伝いもさせていただきたいと考え、その第一歩として、こうして小冊子をお届けしております。

現行の国民健康保険は低所得者でも、高額所得者でもない“最大のボリュームゾーン”に一番負担がかかる仕組みになっていて、ある程度の所得があると、《自営業者 A さん》のように高額な保険料負担を余儀なくされます。ここに、既婚者なら 2 人分の国民年金保険料（年間 39.2 万円）も払わないといけません。そうなれば年間 100 万円を超える負担になってしまうのです。

しかし、この年間 100 万円の負担が年間 27.3 万円に下がったらどうでしょう？

トータルの削減額は「年間 72.7 万円」にもなるわけです。ここで自営業者のあなたに考えてみてほしいのは本業で「年間 72.7 万円」の売上アップを実現するには「どれだけの経営努力が必要か？」ということ。一方、「年間 72.7 万円」の保険料を削減するためには“何の努力も必要としない”ということです。

昨今、TV では「自営業者は国民年金基金に加入しましょう！」という CM が流れています。ご存知のとおり、自営業者の年金制度は「国民年金」です。しかし、自営業者の場合は老後の収入という側面からみると、サラリーマンと違って厚生年金も退職金もありません。

ゆえに、国民年金基金などの上乗せ制度が必要となるわけですが、多くの自営業者にとってそもそも問題は「その支払い原資をどうするか？」ではないでしょうか。ただでさえ高額な保険料支払いに苦しんでいるのに老後資金を積立てる余裕などない、というのが多くの自営業者の実情だからです。

生命保険文化センターの意識調査によると、夫婦 2 人の最低日常生活費は月額平均 22.0 万円となっておりますが、その一方で、「国民年金」は夫婦 2 人で満額受給しても、「月額 13 万円程度」です。

（※平成 27 年満額受給額：780,100 円）

つまり、「月額 9 万円（22 万円－13 万円）」のマイナスなわけで、年金開始から 20 年余命があると仮定すれば「合計 2,160 万円（9 万円×12 ヶ月×20 年）」もの不足額になります。

では、どうすればいいのか？

ひとつは収入を増やすこと。もうひとつは支出を減らすことです。結局、自営業者が老後資金を捻出するにはこの 2 つの方法しかないわけです。このうち「収入を増やす」というのは私どもにはアンタッチャブルな領域です。しかし、「支出を減らす」ことなら、ぜひ私どもがお役に立てます。

それがまさに私どもの仕事だからです。

「国民健康保険料」は今、現にあなたが多額の負担を強いられているもので、やり方さえ知っていれば「ドカン！」と大幅に削減できる支出です。しかも、「国民健康保険料」は削減しても、その給付内容が下がることも、生活レベルが下がることもないわけです。よって、「国民健康保険料」を削減した原資で老後資金を準備できれば、これ以上に現実的で確実な積立プランはないといえます。

例えば、先の《自営業者 A さん》の場合です。現在、国民健康保険料と国民年金保険料の合計で年間 100 万円の負担を強いられています。しかし、《自営業者 A さん》は私どものアドバイスによって、その負担を年間 27.3 万円にまで激減させることに成功しました。削減額は年間 72.7 万円です。

これをそっくりそのまま老後資金のために積み立てたとしましょう。すると、10 年で 727 万円、20 年で 1,454 万円、30 年で 2,181 万円にもなるわけです。

どうでしょう？

そう考えると、今すぐ行動しない手はないと思うのです。

助成金の獲得にはデメリットもリスクもなし、あるのは助成金獲得後の“利益”だけです。さあ、あなたも返済不要の資金調達を実現されて、より良き経営活動にお役立てください。

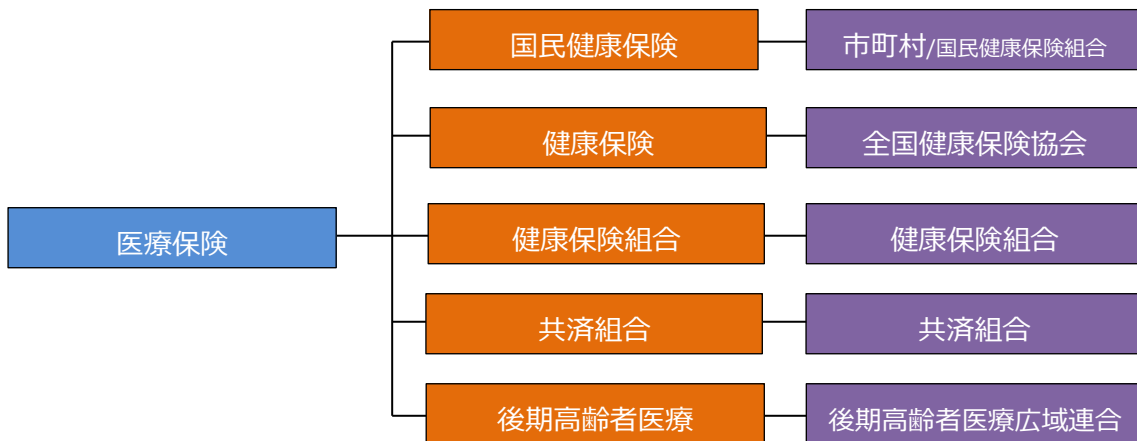
ここでご紹介する国民健康保険料の削減法にはデメリットもリスクもなし、あるのは削減後に増える“キャッシュ”だけです。ぜひあなたも保険料の大幅削減を実現されて、その原資を有効な事業活動やプライベートにお役立てください。

あくつ FP 事務所
阿久津和宏

現行の国民健康保険制度は矛盾している！

国民健康保険制度の仕組みと概要

まずは「そもそも国民健康保険制度とは何なのか？」というところから始めましょう。日本は「国民皆保険制度」ですので、生活保護を受けている人などを除いて、原則的には次のいずれかの医療保険に加入することになっています。このうちで「健康保険」「健康保険組合」「共済組合」は会社員（会社役員含む）や公務員などが勤務先を通じて加入する医療保険になります。「後期高齢者医療」は 75 歳以上の方及び 65 歳から 74 歳までの一定の障害認定を受けた方が加入する医療保険になります。



そして、それ以外の人たちが加入する医療保険が「国民健康保険」です。「国民健康保険」には次のような人たちが加入しています。

- ・**個人事業主**、農業・漁業従事者
- ・専業主婦（専業主夫）、学生、未成年者
- ・無職者
- ・職場の健康保険に加入していない非正規労働者（パート・アルバイト等）
- ・退職者（「健康保険」「健康保険組合」「共済組合」を脱退した人）
- ・外国人登録をしていて日本に 1 年以上滞在する外国人

ご覧のとおり、「国民健康保険」には被扶養者という概念はありません。従って、一人ひとりが被保険者になり、大人や子どもの区別もありません。ただし、義務教育就学前（小学校入学前）児童や 70 歳以

上の方は医療費の負担割合が異なります。

市町村国保と国保組合

「国民健康保険」には市町村が「保険者」となっている「市町村国保」の他、「国保組合」と呼ばれるものがあります。「国保組合」とは「国民健康保険組合」の略称で、「職域国保」とも呼ばれています。「国保組合（職域国保）」とは、簡単にいえば、同業の自営業者間で組織・運営している健康保険組合のことです。有名なところでは、医師、歯科医師、薬剤師などがあり、現在 164 の「国保組合（職域国保）」が存在しています。（※ちなみに、国の方針としては市町村国保が原則なので昭和 49 年「沖縄県医師国保組合」以降は新設を認められておりません）

平成 24 年度 国民健康保険事業年報（総務省統計局）

	保険者数	世帯数(千世帯)	被保険者数(千人)
市町村国保	1,717	20,253	34,658
国保組合（職域国保）	164	1,443	3,020
総数	1,881	21,696	37,678

では、「市町村国保」と「国保組合（職域国保）」では何が違うのか？

これは簡単な話でしょう。「国保組合（職域国保）」には加入メリットがある、ということです。給付内容も同じ、保険料も同じなら、わざわざ「国保組合（職域国保）」なんて組織する必要はないからです。ただし、その加入メリットは「国保組合（職域国保）」によってピンキリです。

つまり、「健康保険」「健康保険組合」「共済組合」よりも「イイじゃん！」という「国保組合（職域国保）」もあれば、「市町村国保」と「大して変わらないじゃん！」というものもある、ということです。

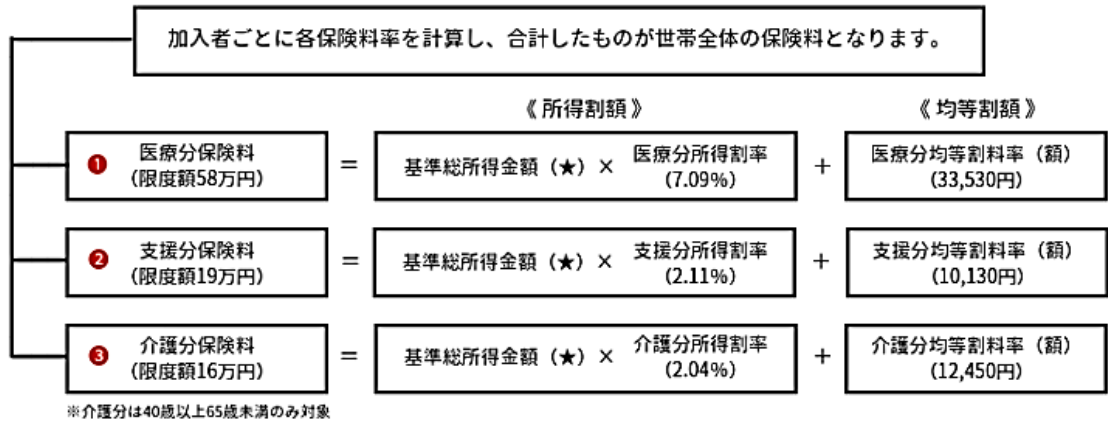
国民健康保険の保険料計算方法

国民年金保険料は全国統一（15,590 円〈平成 27 年度〉）ですが、国民健康保険料は市町村によって計算方法が異なります。共通するのは被保険者が納める国民健康保険料には「①医療分保険料」「②支援分保険料」「③介護分保険料」という 3 つの区分があり、それぞれに「所得割額」（所得に応じて算定）と「均等割額」（世帯人数に応じて算定）といった金額をプラスして計算されるということです。

ここにさらに「資産割額」〈保有資産に対して算定〉、「平等割額」〈世帯ごとに一律算定〉などの計算項

目が追加される市町村もあります。

(例) 横浜市の国民健康保険料計算方法



端的にいうと、国民健康保険はこの市町村でも、所得が多ければ多いほど、また世帯加入者数が多ければ多いほど保険料が高額になります。しかし、その保険料は市町村によって「大きな差」があるという“おかしな制度”になっています。

ではなぜ各市町村によって計算方法が違うのか？

どの市町村でも国民健康保険料には「①医療分保険料」「②支援分保険料」「③介護分保険料」という3つの区分あるという点は同じですが、「所得割額」、「均等割額」（「資産割額」、「平等割額」といった金額が市町村によってかなり異なってくるからです。

その結果、国民健康保険では次のような現象が往々にして起こってしまいます。

市町村によって保険料はこんなに違う！

例えば、課税所得 500 万円の自営業者を例に挙げます。夫 40 歳（自営業）・妻 40 歳（専業主婦）・子 5 歳・子 3 歳という 4 人家族です。ご覧のとおり、同じ制度なのに、市町村によってこれだけの“格差”があるのです。

【前提】 課税所得 500 万円 家族 4 人（夫 40 歳・妻 40 歳・子 5 歳・子 3 歳）

札幌市：835,395 円	名古屋市：818,260 円
仙台市：746,747 円	大阪市：834,231 円
世田谷区：759,174 円	広島市：753,759 円
横浜市：724,430 円	福岡市：803,800 円

このような現象は全国どの都道府県でも起きています。正直、「何だ、これ？」という話ですよ。いずれにしても、です。ここに国民年金保険料 2 人分（本人・妻）の年間約 39.2 万円が加算されるわけです。これは自営業者にとっては大きな支出インパクトです。

でも、それを払わなければ、病院にも行けないし、将来のわずかな年金ももらえない。そうかといって、自営業者は国民健康保険料を削減したくても、それが難しい理由があるのです…

国民健康保険料の削減が難しい理由

所得税や住民税については「所得控除」を増やすことで節税を図れます。しかし、国民健康保険料では「所得控除」を増やしても何の意味もありません。すなわち、抜本的な保険料削減策がないのです。このことが重い保険料負担で自営業者を悩ませている原因です。

例えば、事業所得 600 万円だとします。所得税・住民税ならそこから基礎控除・配偶者控除・国民健康保険料負担分・国民年金保険料負担分・青色申告特別控除などの所得控除を差し引いて計算します。従って、仮にこれらの所得控除の合計が 600 万円なら課税所得ゼロとなり、所得税や住民税については均等割の部分を除いてほぼ「無税」となります。

ところが、国民健康保険料は違います。所得から控除できるのは基礎控除 33 万円のみ。残りの 567 万円（事業所得 600 万円－基礎控除 33 万円）を所得として計算しますので、かなりの高額な保険料負担を強いられてしまいます。場合によっては、所得税・住民税はゼロでも国民健康保険料については上限の年間 93 万円支払うケースもあるわけです。

このように国民健康保険の場合には適用される所得控除が基礎控除だけですから保険料を削減するには元の所得をできるだけ低く抑えるしか方法がないのです。

- 収入 - 経費 = 所得 … 国保・消費税・事業税は「所得」に対してかかる
- 所得 - 所得控除 = 課税所得 … 所得税・住民税は「課税所得」に対してかかる

2025 年問題で今後も保険料は上昇の一途をたどる！

平成 30 年版の「高齢社会白書」によると、日本の総人口は 2017 年 10 月 1 日時点で 1 億 2,671 万人。高齢化は年々加速しており、65 歳以上人口は 3,515 万人、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は 27.7%に達しています。問題となっている「2025 年」には、人口のボリュームゾーンであ

る団塊の世代が全員 75 歳以上の後期高齢者となり、高齢化問題がいよいよ抜き差しならない状況になります。

端的に言うと、高齢者の医療費を 2000 年には 3.9 人で 1 人を支えていた公的医療制度が 2025 年には 1.9 人で 1 人を支える状態になるのです。そうなれば、おのずと財源が枯渇し、保険料は跳ね上がることとなります。

実際、その兆候はもう表出しています。次を見れば、ここ数年の間に、いかに国民健康保険料が高騰しているかお分かりいただけるでしょう。2018 年（平成 30 年）でこの状況ですから 2025 年にはどうなっているかは「推して知るべし」でしょう。

国民健康保険料の賦課限度額の推移

年度	医療分 + 支援分	介護分	賦課限度額
平成 25 年	65 万円	12 万円	77 万円
平成 26 年	67 万円	14 万円	81 万円
平成 27 年	69 万円	16 万円	85 万円
平成 28 年	73 万円	16 万円	89 万円
平成 29 年	73 万円	16 万円	89 万円
平成 30 年	77 万円	16 万円	93 万円

ではどうすればいいのか？

次章では自営業者が国民健康保険料を削減する 5 つの方法をご紹介します。

『国民健康保険料』を削減する 5 つの方法

国民健康保険料は所得（収入）をもとに保険料が計算されます。しかし、先述のとおり、保険料計算で所得（収入）から控除できるのは基礎控除 33 万円のみです。それゆえ、どうしても自営業者の国民健康保険料は高額になりがちなのですが、それでも保険料を削減する方法はあります。

それが、次の 5 つの方法です。

方法 1 | 国民健康保険組合に加入する

自営業者は国民健康保険組合に加入することで保険料を削減できる可能性があります。国民健康保険が自治体（平成 30 度から都道府県単位に変更）毎の制度なのに対し、国民健康保険組合は同じ事業や業務に従事している人たちで構成される健康保険です。

では、なぜ国民健康保険組合では保険料を削減できる可能性があるのか？

国民健康保険の保険料は収入（所得）に比例して高くなりますが、国民健康保険組合の保険料は収入（所得）に関係なく固定の場合があるからです。

現在、国民健康保険組合は全国に 164 組合（建設業 32 組合、医師・歯科医師・薬剤師 92 組合、その他 40 組合）あります。加入条件は組合毎に異なりますが、該当しそうな国民健康保険組合がある場合は保険料を確認してみることで、安くなるかどうか分かります。

全国国民健康保険組合

<http://www.kokuhokyo.or.jp/page8-01.html>

方法 2 | 世帯合併する

先述のとおり、国民健康保険料には賦課上限額（年間 93 万円）が決められています。そこで、二世帯住宅などで世帯を一緒にできる場合などは次の理由により世帯合併することで、保険料を大幅削減できる可能性があるのです。

- 平等割（世帯単位にかかる保険料）を削減できる
- 世帯収入が賦課上限額に達している場合は保険料を削減できる

世帯合併とは？

世帯合併とは、同一住所で、生計も共通なので、他の既存世帯に入り、1つの世帯を構成するということです。これとは逆に、同じ家に住んでいても、それぞれの生計が別々であれば、別世帯として各人が世帯主になれます。これを世帯分離といいます。

方法 3 | クレジットカードで保険料を納付する

これは保険料削減というより、“オトク”に加入する方法になります。自治体によっては国民健康保険料をクレジットカードで納付できるところがあります。そのような自治体では保険料をクレジットカードで納付することで、次の2つのメリットを享受できます。

- ポイント・マイルがたまる
- リボ払い・分割ができる

保険料をクレジットカードで支払うには？

保険料をクレジットカードで支払う方法には大きく2つのパターンがあります。ひとつは「YAHOO！公共料金」を利用するパターン。もうひとつは「nanaco」「WAON」といったプリペイド式電子マネーを利用するパターンです。前者はクレジットカードを登録するだけで支払うことができます。後者はプリペイド式電子マネーにクレジットカードでチャージしてコンビニ等から支払うことができます。

方法 4 | 経営セーフティ共済に加入する

自営業者は「経営セーフティ共済」（中小企業倒産防止共済制度）に加入することで、国民健康保険料を削減できます。ポイントは掛け金が「全額必要経費」になるという点です。そのため自営業者の所得を圧縮し、保険料の削減効果があるわけです。次の表をご覧ください。

必要経費と所得控除の節税効果の違い

項目	必要経費	所得控除
----	------	------

所得税	○	○
住民税	○	○
事業税	○	×
国民健康保険料	○	×

このように「経営セーフティ共済」（中小企業倒産防止共済制度）の掛け金は「全額必要経費」になりますので、自営業者なら国民健康保険・所得税・住民税・事業税を引き下げる効果があるわけです。（※一方、同じ官製共済でも小規模企業共済・国民年金基金・個人型確定拠出年金は所得控除の対象ですから国民健康保険料の引き下げ効果はありません）

★ 方法 5 | 国民健康保険料劇的削減スキームを導入する

実は、自営業者の「国民健康保険料」は簡単に削減できます。削減方法さえ知っていれば“合法的”に「年間 104.9 万円（最大）」もの保険料を削減できるのです。しかし、残念ながら、多くの自営業者はその方法を知らず、本来払わなくてもよい高額な保険料を負担しているのが実情です。そして、あなたが何らかの行動を起こさない限り、今後も高額な保険料を払い続けることになるのです。

もしもあなたが「それでも払い続けるしかない…」というのであれば、これ以上は私どもから何も申し上げることはありません。しかし、もしもあなたの答えが「いや、合法的に国民健康保険料を大幅節減して、手元キャッシュを大きく増やしたい！」というのであれば、**ここからが本題です。**

『国民健康保険料』をガツン！と削減する方法

劇的！保険料削減ビフォー & アフター

論より証拠です。国民健康保険料の削減に成功した自営業者様の事例のほんの一部をご紹介します。いずれも私どもが削減をお手伝いして、手元に残るキャッシュを大きく増やした方々です。

【保険料の削減に成功した自営業者様の事例抜粋】

Before (国保+国年)	After (削減額)
48 万円	▲19.5 万円

A と申します。職業はライターです。書籍や雑誌・Web の記事、広告コピーの執筆を手掛けています。この仕事を始めてから 15 年以上になります。もちろん個人事業主ということで、国民健康保険と国民年金にずっと加入してきました。ただし、国民健康保険料は高すぎます。うちは共働きで、妻は会社の健康保険に加入していますので、僕の扶養家族は息子 1 人だけですが、それでも国民健康保険と国民年金で毎月 4 万円ほど支払っていました。病院に行く機会って年にそう何回もありません。そう考えると、「なんだかもったいないなあ、元取れていないなあ…」と思いつつも、万が一大病した時に困るから。そう自分に言い聞かせて払い続けていました。そんなある日、国民健康保険料は簡単に削減できるというではありませんか。半信半疑に思いながらも話を聞くと、まさに衝撃でした。なるほど、確かにその方法なら保険料は下がる。しかも法律などに触れることも一切ない。さっそく僕は教えてもらった方法で手続きを進めました。その結果、月 4 万円ほどだった支払いが、なんと 1/2 にまで下がったのです。年にすると、19.5 万円の削減額です。僕にとっては決してバカにできない金額です。しかも、自分でも拍子抜けするほど簡単な手続きでその恩恵を今後ずっと受けられるのです。僕らのような自営業者って、社会保険や税金については無頓着で、知らないばかりに大損している人も大勢いると思うんです。かといってこの手の話を誰に相談すればいいかわからない。そんな悩める自営業者のために、皆さんもぜひこの驚きの方法を教えてもらってください。本当にありがとうございます！

Before (国保+国年)	After (削減額)
103.4 万円	▲74.9 万円

自営が長いので、税金や国民健康保険、国民年金などについては自分なりに勉強し理解していたつもりでした。でも、保険料を削減する方法はあるんですね。まさに逆転の発想。目から鱗でした。ここ数年、売上も右肩下がり、国保の支払いが本当に重荷になっていました。最終的には妻の分と併せて保険料支払いが年間 28.5 万円にまで下がりましたので、本当に感謝しております。

Before (国保 + 国年)	After (削減額)
68.7 万円	▲40.2 万円

小さいながら美容院を経営しております。前年までは国保の保険料は年間 30 万円だったのですが、今年の「保険料納付通知」を見て、驚きました。年間で 50 万円も払えというではありませんか。役所に確認しても前年所得をもとに計算しています、と言われて、それ以上はどうすることもできません。しかし、それでは国民年金と合わせると年間 70 万円近くの支払いになって、とても払いきれません。そこで、自分で調べてみようと、国保削減について書かれた書籍を探してみたのですが、そのような内容について書かれた書籍はネットでも大型書店でも手に入りませんでした。そんなとき、本当に有難いタイミングでお店に FAX が送られて来ました。聞けば、国保は簡単に削減できるとのこと。結局、国民年金と併せて年間で 40 万円近く保険料が下がりました。知らないで損するとはまさにこのことですね。

Before (国保 + 国年)	After (削減額)
114.4 万円	▲85.9 万円

スタッフを数名雇用しており、前々から法人化を考えてはいたのですが、スタッフ分の社会保険料負担を考えると、どうしても行動に移せず今の今まで個人事業としてやってきました。なので、自分の国民健康保険料が高額になるのは仕方ないと諦めていました。しかし、ひょんなことから知り合いの紹介で、御社の国保削減のコンサルティングを受けることになりました。結果、コンサルティングを受けてとても良かったです。まさか、ここまで下がるとは驚き以外の何者でもありません。老後資金の相談にも乗っていただき、本当にいろいろお世話になりました。ありがとうございました。

…などなど、これらは私どもがお手伝いしてきたほんの一例です。

ここに挙げた方々の削減額は一過性のもではありません。この先もずっと続く経済的メリットです。そう考えると、国の制度というのは「知っている人だけが得をする」ようになっていて、「知っている」「知らない」の差で最終的には百万円単位、いや、千万円単位もの“**経済的ロス**”につながってしまうわけです。

国民健康保険料を安くするために誰に相談しますか？

この小冊子をお読みの方の中には確定申告を税理士に依頼している方も大勢いるでしょう。では、税理士に相談すれば「国民健康保険料を安くする方法を教えてください」というと、それは違います。税理士は税金のプロであって、社会保険のプロではないからです。それに、知っていたらとっくにあなたの保険料は下がっていますよね。

では、社会保険労務士ならどうか。たしかに社会保険労務士は社会保険のプロです。しかし、残念ながら、彼らにも得意・不得意分野があり、“節税までを含めた国民健康保険料の削減方法”を熟知している社会保険労務士はほとんどいないのが実情です。

そもそも税理士や社会保険労務士に国民健康保険料の削減を依頼するのもムリがあります。あくまでも彼らの仕事の中心は「顧問業務」であり、その対価が顧問報酬だからです。よって、あなたの保険料を削減したところで彼らには何のインセンティブもないわけです。（報酬を支払えば別かもしれませんが…）

では、誰に相談すればいいのか？

ということですが、大きく3つのチェックポイントが挙げられます。

まず第一に、今回ご紹介する「国民健康保険料の削減方法」を知っている専門家であることです。知らなければ削減方法をアドバイスできませんので、これが大前提です。もしあなたの周りにそのような専門家がいたら、この小冊子を渡してみてください。それだけでピンと来るはずですよ。反対に、ピンと来ないようなら、その方は今回ご紹介する「国民健康保険料の削減方法」を知らないということです。

第二に、「税金」と「社会保険」の両方に精通している専門家です。実は「税金」と「社会保険」の両方に精通している専門家は意外と少ないのです。税理士も社会保険労務士もどうしても自身の専門分野に業務知識が偏向してしまうからです。しかし、保険料を削減して、あなたの手元に残るキャッシュを最大化させるためには「税金」と「社会保険」の知識が不可欠です。手元に残るキャッシュを最大化させるためにも、「税金」と「社会保険」の両方に精通している専門家に依頼することをおすすめします。

第三に「料金体系」です。すべて“コミコミの料金”の完全成果報酬制を採用している専門家に依頼してください。実際に保険料を削減できてはじめてあなたにメリットをもたらします。しかし、中には保険料削減の成功如何を問わず、「着手金」や「相談料」を請求するような専門家もいたりします。

そうすると、保険料を削減することが逆に高くなってしまふ…なんて結果に終わってしまうことがあります。また、「着手金」や「相談料」などの費用を要求するのは、別の見方をすると、“自身の業務スキルに自信がない”と言えなくもないわけです。なぜって、自身の業務スキルに絶対の自信を持っていれば、そうした費用を請求しなくても、すべて“コミコミの料金”の完全成果報酬制で勝負できると思うからです。

この中で 1 つでも該当すればあなたも保険料を削減できる！

今はどこの業界でも厳しい経営環境の中、“売上アップや”経費削減”の対策に真剣に取り組まれています。さもないと、事業経営に必要な適正利益を維持することがますます難しくなっているからです。

私も事業を経営する 1 人です。そうした経営努力の難しさや苦労は痛いほど分かります。そして、その努力の成果が一朝一夕では結実しないことも重々理解しています。「時間」も必要でしょう。「投資」も必要でしょう。もちろん、「努力」も必要でしょう。

ところが、です。実はそうした経営努力とは比べようもないほど、簡単で確実な「利益アップ」の方法があるのです。いや、そもそも比べること自体が間違っている。なぜなら、その方法を実行するのに、「時間」も、「投資」も、「努力」さえも必要ないからです。

それが、今あなたが負担している国民健康保険料を削減することです。ここでの国民健康保険料の削減は領収書をかき集めて節税を図るといった類の「経費削減」ではありません。削減した原資がそっくりそのままキャッシュとして手元に残る「経費削減」です。しかも、ここに挙げる 3 つの条件に該当すれば、どの自営業者でも保険料の削減見込みが期待できるのです。

(1) 税務署に個人事業として開業届けを提出している … Yes No

(2) 国民健康保険・国民年金に加入している（保険料を払っている） … Yes No

(3) 国民健康保険料を月額 1 万円以上支払っている … Yes No

いかがでしょうか？

この中で 1 つでも該当したのなら、おめでとうございます。あなたも保険料を削減できる見込みが大いにあります。国民健康保険料の削減 —— 今すぐこれを実行しない使わない手はありません。なぜなら、これは自営業者にとって経営努力なしに、もっとも簡単に「利益アップ」を実現できる方法の 1 つだからです。

では、あなたの場合はいくら削減できるのか？


その答えを、あなたは知りたくないですか？

『国民健康保険料』をガツン！と削減する方法

さて、ここまで『国民健康保険料削減マニュアル』をお読みいただき、もし今すぐあなたが国民健康保険料の重い負担から解放されたい。そして、今すぐ保険料を削減した原資で手元に残るキャッシュを増やしたい。

そう願うなら、ぜひ私どもにおまかせください。まずは完全無料で「あなたの場合はいくら保険料を削減できるのか？」を事前診断させていただきます。

診断結果はレポート形式のフォーマットで分かりやすく作成された私どもオリジナルの【国民健康保険料削減シミュレーション報告書】でお知らせします。【国民健康保険料削減シミュレーション報告書】をご覧いただければ、ビフォー・アフターで保険料の削減効果（削減額）が一目瞭然で分かるようになっています。



【国民健康保険料削減シミュレーション報告書】

私どもの『国民健康保険料削減シミュレーション報告書』は個人事業主の社会保険料(国民健康保険料・国民年金保険料)を大幅に削減し、合法的に手元に残るキャッシュを増やす方法です。以下はそのスキーム“導入前”と“導入後”の削減シミュレーションになります。

氏名	おまかせ太郎	様	国民健康保険料(世帯月額)	30,000	保険料率(A)	9.97%
年齢	41	歳	国民年金保険料(本人月額)	15,590	保険料率(B)	1.58%
扶養	2	人	国民年金保険料(配偶者月額)	15,590	保険料率(B)	17.47%

		【単位:円】	
		対策前	対策後
社会 保 険	国民健康保険料(世帯)	月額 30,000	6,699
		年額 360,000	80,388
	国民年金保険料(本人)	月額 15,590	17,125
		年額 187,080	205,494
	国民年金保険料(配偶者)	月額 15,590	0
		年額 187,080	0
合計	月額 61,180	23,824	
	年額 734,160	285,882	
削減効果(削減額)		月額 37,356	削減率 = -61.06%
	年額 448,278		

		対策前	対策後	対策後の削減額累計
1年目		734,160	285,882	448,278

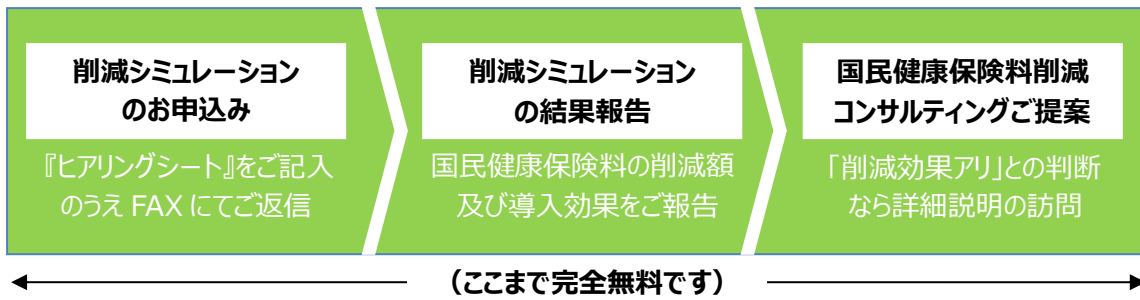
	合計		年額	734,160	285,882
	削減効果(削減額)		月額	37,356	削減率 = -61.06%
			年額	448,278	
			対策前	対策後	対策後の削減額累計
		1年目	734,160	285,882	448,278
		2年目	1,468,320	571,764	896,556
		3年目	2,202,480	857,647	1,344,833
		4年目	2,936,640	1,143,529	1,793,111
		5年目	3,670,800	1,429,411	2,241,389
		6年目	4,404,960	1,715,293	2,689,667

現在、世帯合計で「月額1万円以上」の国民健康保険料をお支払いの自営業者なら誰でも削減効果を見込めます。ただし、削減効果（削減額）は人によって異なります。国民健康保険料は課税所得・世帯人数等で変わってきますし、市町村によって保険料の計算方法が大きく異なるからです。

従いまして、「あなたの場合はどれくらい削減できるのか？」をご報告させていただくために、まずは事前診断をご利用なさってください。ご覧のとおり、【国民健康保険料削減シミュレーション報告書】をもとに具体的な削減効果（削減額）をシミュレーションしてご報告いたします。

その結果をもとに、私どもの『国民健康保険料削減コンサルティング』を導入するかをご検討ください。『国民健康保険料削減コンサルティング』の導入にあたって初期費用は一切かかりません。報酬については実際に『国民健康保険料削減コンサルティング』を導入いただき、その効果を検証していただいた場合のみ発生いたします。それ以外の費用（事前診断費、資料作成費、交通費など）は何もかも不要です。

【国民健康保険料削減コンサルティング | 導入までの流れ】



私どもの目的は国民健康保険料を削減してあなたの手元に残るキャッシュを最大化することです。そのお手伝いをする事で報酬をいただいております。従って、事前診断の結果、「削減効果が期待できない」と分かれば、大変申し訳ないのですが、逆に今回のご提案はなかったことにさせていただきます。あなたにとって「大きな効果が期待できる」場合に限り、ご提案させていただきます。

私どもからあなたへのご提案はいたってシンプルです：

ここに、自営業者の国民健康保険料を「年間 104.9 万円（最大）」削減できる方法があります。この方法は世帯合計で「月額 1 万円以上」の国民健康保険料をお支払いの自営業者なら誰でも削減効果を見込めるものなのですが、この方法にあなたはご興味がありますか？

もしあなたの答えが「Yes！」であれば、今すぐ同封の『ヒアリングシート』をご返送ください。あなたにデメリットもリスクもなし、あるのは削減後に増える“キャッシュ”だけです。しかも、そのメリットを享受するために必要なのは、たった一言、あなたが「と・り・あ・え・ず」とおっしゃって、、、

『ヒアリングシート』を私どもに FAX していただくことです！

お名前	フリガナ		【ご年齢： 歳】
ご住所	〒 -		
TEL		FAX	
E-mail	@		
扶養者	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ... <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 子× 人 <input type="checkbox"/> 他 ()		
国民健康保険料	世帯合計保険料 (月額) : _____ 円 ※ 「国民健康保険料納入通知書」参照		
国民年金保険料	世帯合計保険料 (月額) : _____ 円 ※ 平成 27 年度 : 15,590 円		
業種 (職業)	_____ 業	従業員数	_____ 人
専従者給与	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	確定申告	<input type="checkbox"/> 白色 <input type="checkbox"/> 青色

ぜひあなたも保険料の大幅削減を実現されて、その原資を有効な事業活動やプライベートにお役立てく

ださい。あなたから『ヒアリングシート』が届くのを、こころよりお待ちしております。

最後に、『国民健康保険料削減コンサルティング』に関する「よくある質問」をご紹介します。

『国民健康保険料削減コンサルティング』に関する「よくある質問」

Q. そもそも国民健康保険料はどのように決められるのですか？

国民年金保険料は全国統一（15,590円〈平成27年度〉）ですが、国民健康保険料は市町村（自治体）によって計算方法が異なります。市町村（自治体）毎で若干の違いはありますが、おおよそ被保険者が納める国民健康保険料には「①医療分保険料」「②支援分保険料」「③介護分保険料」という3つの区分があり、それぞれに《所得割額》と《均等割額》をプラスしたものが保険料になります。

そして、ここからが重要なのですが、現行の国民健康保険は低所得者でも、高額所得者でもない“最大のボリュームゾーン”に一番負担がかかる仕組みになっています。ある程度の所得があると、すぐに保険料の上限（年間77万円）に達してしまうのです。もし既婚者ならここに2人分の国民年金保険料（年間37.4万円）も払わないといけません。そうなれば国民健康保険料と国民年金保険料だけで「年間114.4万円」の負担になるわけです。

では、この「年間114.4万円」が「年間28.6万円」にまで下がったらどうでしょうか？

トータルの削減額は「年間85.8万円（最大）」にもなるわけです。そして、その方法をあなたにご提案するのが今回ご案内の『国民健康保険料削減コンサルティング』です。

Q. 自営業者なら誰でも削減できるのですか？

ここでいう自営業者とは“税務署に開業届けを出し、実際にある程度の所得（収入）を得ている個人事業主”になります。その条件を満たしていれば、現在、世帯合計で「月額1万円以上」の国民健康保険料をお支払いの自営業者なら誰でも削減効果を見込めます。ただし、削減効果（削減額）は人によって異なります。国民健康保険料は課税所得・世帯人数等で変わってきますし、何より市町村（自治体）によって保険料の計算方法が大きく異なるからです。

従いまして、「あなたの場合はどれくらい削減できるのか？」をご報告させていただくために、まずは事前診断をご利用なさってください。削減見込み額をシミュレーションしてご報告いたします。

Q. 導入にあたってのメリットは何ですか？

『国民健康保険料削減コンサルティング』を実行後は「年間 104.9 万円（最大）」もの国民健康保険料を削減することが可能です。加えて、「■国民年金保険料も年間 16 万円（最大）安くなる」「■それでいて保険給付も将来の年金額も変わらない（少しグレードアップする）」「■さらに年間 9.75 万円（最低）の所得税も節税できる」という副次効果も期待できます。

Q. 「法律」に触れるようなことはないですか？

一切ございません。「法律」に触れることも、その隙間をつくグレーな方法でもありません。完全に合法的な方法で、あなたの国民健康保険料を削減いたします。ご安心ください。なお、今回ご案内の『国民健康保険料削減コンサルティング』は「税」や「社会保険」に詳しい一部の専門家には広く知られた方法です。

Q. 削減効果が発揮されるまでどのくらいの期間がかかるのか？

事前診断の後、『国民健康保険料削減コンサルティング』の詳細説明を行った後、実際に導入いただいてから 1 ヶ月程度で国民健康保険料の削減効果が発揮されます。以降はその削減効果が継続し、あなたの手元に残るキャッシュが増加していくことになるでしょう。例えば、『国民健康保険料削減コンサルティング』導入の結果、「年間 50 万円」の保険料を削減できたとします。すると、その効果は永続的に継続しますから、5 年で 250 万円、10 年で 500 万円、20 年で 1,000 万円もの経済メリットをもたらします。

Q. 導入にあたってのデメリットは何ですか？

このようにお話すると、とても胡散臭く思われてしまうかもしれません。しかし、正直申しまして、事前診断の結果、削減効果が見込めるのならあなたにとってデメリットもリスクもございません。『国民健康保険料削減コンサルティング』はそれくらい有益なコンサルティングです。詳しくご説明しますので、まずは「とりあえず」と考えて事前診断にお申し込みください。

Q. 面倒な手続きはありますか？

『国民健康保険料削減コンサルティング』導入後の手続きについてはご自身で対応可能なものです。しかし、面倒なら書類作成、申請手続きや役所の対応を全て私どもで行うことも可能です。その場合あなたは申請に必要な書類を準備して下さるだけで OK です。

Q. 『国民健康保険料削減コンサルティング』の導入費用はいくらですか？

『国民健康保険料削減コンサルティング』の導入にあたって初期費用は一切かかりません。報酬については実際に『国民健康保険料削減コンサルティング』を導入いただき、その効果を検証していただいた場合のみ発生いたします。それ以外の費用（事前診断費、資料作成費、交通費など）は不要です。

Q. 事前診断を申し込んだらしつこく営業されるのでは？

いいえ、その心配はございません。私どもの目的は自営業者の国民健康保険料を削減してあなたの手元に残るキャッシュを最大化することです。そのお手伝いをする事で報酬をいただいております。従って、事前診断の結果、今回ご案内の『国民健康保険料削減コンサルティング』を導入いただいても「効果が期待できない」ことが分かれば、ご提案することもございません。ご連絡についてはお電話が難しいようなら、メールでもご対応させていただいております。

おわりに

国民健康保険料は削減しても、その給付内容が下がることも、生活レベルが下がることもありません。よって、国民健康保険料を削減できれば、その原資の分だけあなたの手元に残るキャッシュが増えることに直結します。考えてみてください…

仮に、今負担している保険料を、「月額 3 万円」削減できたとすると、どうなるでしょう？
この削減効果は今後もずっと続くのです。すると、年間では 36 万円、5 年間では 180 万円、10 年間では 360 万円、20 年間では 720 万円、30 年では 1,080 万円にもなるのです。

いかがでしょう？
この金額を、どう見るか。それはあなた次第です。

これまで私どもでは、埼玉県を中心(全国対応)に百数十名を超える自営業者様の国民健康保険料の削減をお手伝いしてきましたが、晴れて保険料削減に成功されたお客様は決まってこう口にします。

「まさに目から鱗！」 「まさか、こんなにも削減できるなんて！」

そう驚くとともに、素直に喜んでいらっしゃいます。

一方、私どもにとっても、保険料の削減に成功したときの喜びをお客様と分かち合うことは大きな励みになっています。この仕事をやっていて「本当に良かった」と思える瞬間です。そんな瞬間を少しでも増やしていきたい。その思いから、私どもでは『国民健康保険料削減マニュアル』をお配りしています。

最後までお読みいただきまして、誠にありがとうございました。
今度はあなたにも保険料を削減いただき喜んでいただけることを切に願っております。

あくつ FP 事務所
阿久津和宏

【著者略歴】

あくつ FP 事務所

阿久津和宏（あくつかずひろ）



1977 年生まれ・栃木県出身・高崎経済大学経済学部卒 大学卒業後、セブン-イレブン・ジャパンに入社。1 年目よりスタッフの育成・管理業務を行い、2 年目より店舗 経営相談員として、累計 30 店舗を担当。売上・利益の向上の為のコンサルティングを中心業務として行う。「売上はいいけど、手取りが増えない・・・」「なかなかお金が残らない、楽にならない・・・」という加盟店オーナーの言葉をきっかけに「ファイナンシャルプランナー」の勉強を開始、FP3 級を取得。『売上・利益の向上⇨手取りの増加』を目の当たりにし、手取り最大化するための手法を書籍・セミナー・教材等で学び、会社員であるがゆえの限界はあったが、実践アドバイスを開始。その後ご縁で国内大手金融機関の東京本社にヘッドハンティングにて転職。金融と中小企業社長の問題 解決を学び、その後独立。独立系ファイナンシャルプランナーとして「あくつ FP 事務所」を開業。

『セブンイレブンで学んだ実務のマーケティング』と『金融機関で学んだ多くの統計情報』、『アップデートし 続ける手取り最大化する手法』や『会社と個人を守るソリューション』等を同時活用し、中小企業・オーナー社 長専門のファイナンシャルアドバイザーとしてセミナー・コンサルティングを展開、活動。「手取り最大化マニュアル」「手取り最大化コンサルティング」「大企業レベルの福利厚生コンサルティング」は特に好評。

【ホームページ】

<http://fp-1.info>

『国民健康保険料削減マニュアル』

令和 2 年 2 月 1 日 第三刷

著者 阿久津和宏（あくつかずひろ）

発行 あくつ FP 事務所

〒360-0816 埼玉県熊谷市石原 6 4 1 - 3

E-mail : info@fp-1.info

HP : <http://fp-1.info>

TEL : 050-3707-3507 (代) FAX : 048-524-2918

あなたの場合はいくら削減できるのか？
完全無料で削減見込み額をシミュレーションいたします。
附属の『事前診断シート』をご返送ください。

あくつ FP 事務所

〒360-0816 埼玉県熊谷市石原 641-3

TEL : 050-3707-3507 ※受付 10 : 00~17 : 00 【土日祝休】

E-mail : info@fp-1.info